

地域密着型サービス編（指導事項）

目次

- ・ 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の主な指導事項
- ・ 夜間対応型訪問介護の主な指導事項
- ・ 地域密着型通所介護（療養通所介護）の主な指導事項
- ・ 認知症対応型通所介護の主な指導事項
- ・ （看護）小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の主な指導事項
- ・ （看護）小規模多機能型居宅介護の主な指導事項
- ・ 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護の主な指導事項
- ・ 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

設備に関する基準 （第3条の6等、大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針等）

- ・ 正当な理由なく必要な区画に、緊急通報装置（ナースコール等）を設置していない、取り外している、若しくは正常に動作しない等の事例がみられた。



- ・ サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること。

【参考】大阪市ホームページ

大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000329210.html>

大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導指針の一部改正について

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_kohyo/fukushi/0000650681.html

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

内容及び手続の説明及び同意（第3条の7等）

- ・ 重要事項説明書に「苦情処理の体制」の記載がなかった。
- ・ 重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がなかった。



- ・ 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、区役所、大阪府国民健康保険団体連合会）等を重要事項説明書に記載すること。
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況として、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等を重要事項説明書に記載すること。

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

第三者評価の実施機関は、大阪府のホームページ及び ワムネット・に記載されています。

(大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/>

(ワムネット)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/fservice/ceh/>



利用者の **安心** **信頼**
職員の **意欲向上** **意識改革** を導く

福祉サービス
第三者評価

——活用のご案内——

福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から
福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

第三者評価の受審により

- 福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果(よいところ)などが明らかになります。
- 福祉サービスの具体的な改善点を把握し、質の向上に結びつけることができます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

勤務体制の確保等（第3条の30等）

- ・勤務表について、必要な項目が記載されていない。



・事業種別ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、「日々の勤務時間」、「常勤・非常勤の別」、「生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置」、「管理者との兼務関係等」を明確にすること。

また、介護従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

勤務体制の確保等（第3条の30等）

- ・ 研修について、事業所における年間の研修計画が作成されていない。
- ・ 研修実施状況が記録上から確認できない。
- ・ 研修不参加者への対応が不明瞭。



- ・ 年間の研修計画を作成するなど、介護従業者の研修への参加の機会を計画的に確保するように努めること。
- ・ 研修実施後は、その結果を記録するとともに、研修に参加できなかった者への当該研修資料の交付、又は回覧等の方法で、従業者全体への周知を図り、その結果についても記録し保管すること。

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

秘密保持等（第3条の33等）

- ・ 個人情報の使用同意書について、使用を想定される利用者家族等から同意を得られていない。
- ・ 個人情報の使用同意書に使用期間が記載されていない。



- ・ 個人情報の使用同意書について、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議等において使用することなどについて、利用者のほかその家族、原則事業所で個人情報を所持し、使用する家族全員からあらかじめ文書にて同意を得ること。
- ・ 使用期間について、「契約締結日から契約終了日までとする」など、個人情報の使用同意書に明記すること。

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

非常災害対策（第32条等）

- ・ 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。
- ・ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民に対して告知等ができておらず、地域住民の参加が得られるよう努めていない。



- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- ・ 避難、救出その他必要な訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう、地域との連携に努めること。

地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

衛生管理等（第3条の31等）

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施していない。



- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。（※ 認知症対応型共同生活介護については年2回以上）

【参考】厚生労働省のホームページ

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の主な指導事項 夜間対応型訪問介護の主な指導事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成（第3条の24）

- ・介護職員（計画作成担当者）が利用者のアセスメント及びモニタリングを行っていた。



- ・**看護職員**が利用者の居宅を定期的（概ね1月に1回程度）に訪問し、アセスメント及びモニタリングを実施すること。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定する場合も同様。

地域密着型通所介護の主な指導事項

定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2(1))

- ・定員超過しているにもかかわらず、減算せず、算定を行っていた。



- ・利用者の数が運営規程で定めた定員を超える事業所では、介護報酬の基本部分が70%に減算されます。

これは、定員超過利用を未然に防止し、適正なサービスの提供を確保するためのしくみです。
なお、定員超過利用が2か月以上継続すると、指定の取り消しを検討する場合があります。

- ・一体的な運営の居宅サービス（地域密着型通所介護）と介護予防サービスでは利用者を合算する
- ・定員超過が発生した翌月から解消した月まで減算。

地域密着型通所介護の主な指導事項

2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2(4))

- ・入浴サービスのみの利用等の理由により、2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護費を算定していた。



- ・2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。なお、2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみの利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

地域密着型通所介護の主な指導事項

入浴介助加算 （老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2（10））

- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていなかった。



<入浴介助加算（Ⅰ）>

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

<入浴介助加算（Ⅱ）>（入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて）

- ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。

- ・当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。

- ・上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

地域密着型通所介護の主な指導事項

中重度者ケア体制加算

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2 (11))

- ・ 時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していることが確認できなかった。



- ・ 基準に定める従業員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。
- ・ 時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

地域密着型通所介護の主な指導事項

個別機能訓練加算

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2 (13))

- ・ 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認をしていなかった。



算定要件等	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)口
ニーズ把握・情報収集	地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	専従1名以上配置(配置時間の定めなし) ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イの配置(専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

地域密着型通所介護の主な指導事項

サービス提供体制強化加算（老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2（27））

・算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を把握せず算定していた。



・算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。

認知症対応型通所介護の主な指導事項

勤務体制の確保等（第30条）

- ・ 無資格の従業者の対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させること。



- ・ 事業者は従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

その際、当該事業者は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

【参考】大阪市ホームページ

認知症介護実践者等養成事業（認知症介護基礎研修受講申込のページ）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000464228.html>

(看護) 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
(第86条の2等)

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が定期的に開催されていない。



- ・業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。

令和9年3月31日まで努力義務

（看護）小規模多機能型居宅介護の主な指導事項 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の6（25））

・生産性向上推進体制加算の算定要件である、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催したことが確認できない。



・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- （一）介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
- （二）職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- （三）介護機器の定期的な点検
- （四）業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

(看護) 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項

(看護) 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 (第73条等)

- ・ 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを合わせて週4回以上のサービス提供を行っていないケースがある。



- ・ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(利用者に対して通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを合わせて概ね週4日以上サービスの提供が目安となる。)

小規模多機能型居宅介護の主な指導事項

小規模多機能型居宅介護計画の作成（第77条等）

- ・ 居宅サービス計画は作成されているが、小規模多機能型居宅介護計画が作成されていない。



- ・ 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付すること。

看護小規模多機能型居宅介護の主な指導事項

従業者の員数等（第171条等）

- ・ 日中のサービス提供時間帯に常勤換算方法で訪問サービスの提供に当たる 2 以上の者を配置していない。



- ・ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に常勤換算方法で訪問サービスの提供に当たる者を 2 以上とすること。

※小規模多機能型居宅介護と人員基準が異なるので留意すること。

認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

協力医療機関等（第105条）

- ・ 1年に1回以上、協力医療機関の名称を大阪市に届出ていない。
- ・ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていない。
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていない。



- ・ 事業者は1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該事業者に係る指定を行った市町村長（大阪市）に届け出ること。
- ・ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めること。
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

協力医療機関連携加算 （老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の6（11））

- ・協力医療機関連携加算の算定要件である、協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的（月1回以上）に開催していない。



- ・協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に（月1回以上）に開催すること。

なお、当該会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を介して行うことができるものとし、会議の開催状況については、その概要を記録すること。

認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) (老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の6 (15))

- ・ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定要件である、日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はMが占める割合が2分の1未満であった。



認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)

- ・ 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。

※「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す。